

<留意事項>

<非常用自家発電設備（緊急災害用）について>

- ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。
 イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、
 発災後（72時間以上）の事業継続が可能となる設備であるもの。
 ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。
 エ 設置した非常用設備等の耐震性が確保されているか留意すること。
 （耐震性が確保されていることが分かる資料の提出が必要）
 オ 災害時に地域の高齢者等を受け入れる福祉避難所として機能を維持する介護施設の設備を想定。



（非常用自家発電設備）

【対象外】

- 平時を含めた使用が想定される設備
- 太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備
- 可搬型（ポータブル）の非常用発電設備で、設置に当たり付帯する

<給水設備（緊急災害用）について>

ア～オについて非常用自家発電設備と同じ



（地下水利用のための設備）

【対象外】

- 地下水をくみ上げるための井戸の掘削経費



<水害対策整備について>

- ア 垂直避難用エレベーター（既存のエレベーターの更新（取り換え）は対象外）、
 車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープ設置、利用者や職員が避難できるようなスペース確保や施設の出入口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水版設置のための改修費等（平屋の屋上に避難場所を設ける場合等、躯体を変更する増改築工事は対象外）。
 イ 避難スペースの確保の改修は、災害時に地域の高齢者等を受け入れる福祉避難所として機能を維持する場合も想定。
 ウ 災害レッドゾーンを優先するとともに、浸水想定区域については、浸水深に応じて優先する。